

設工認申請書（公開版）等に係る非公開（マスキング）箇所について

1. マスキング対象

審査の透明性を確保する観点から、当社の再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設、ウラン濃縮施設の事業指定（許可）申請書、設工認申請書および保安規定変更申請書についても、公開が原則となる。

ただし、

- (1) 公にすることにより核不拡散上の懸念が生じる可能性のある情報
- (2) 公にすることにより申請者の企業活動に著しい不利益が生じると申請者が判断する情報については、審査の透明性を確保するためであっても、公開に適さないものであると考えられるため、マスキングにより、非公開とさせていただきます。

(1) 公にすることにより核不拡散上の懸念が生じる可能性のある情報

(a) 核兵器の開発、製造のために用いられるおそれがある情報

①再処理施設

(ア) 再処理施設に関する国内技術のうち、プルトニウム製造に係る情報は非公開とする。
以下に具体例を示す。

- ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋およびウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の貯蔵容器の取扱工程

(イ) 再処理施設に関する海外技術のうち、プルトニウム製造に係る情報は非公開とする。
該当する情報は(2)(a)に示す情報に包含される。

②廃棄物管理施設

核兵器の開発、製造のために用いられるおそれがある情報は無い。

③MOX燃料加工施設

MOX燃料の加工技術のうち、製造および検査に使う機器の設計に関する情報は非公開とする。

以下に具体例を示す。

- 粉末調整混合設備、プレス機、焼結炉、燃料棒溶接機、集合体組立装置、中間製品、最終製品の検査に使用する装置

④ウラン濃縮施設

濃縮技術のうち、遠心分離機製造およびプラント製造に係る情報は非公開とする。

以下に具体例を示す。

- 遠心分離機に関する情報（完成品または構成部品の構造、材料、寸法等）
- カスケード構成に関する情報（機器配置、配管構成等）

(b) 核燃料物質の盗取および妨害破壊行為を容易にしうる情報

核燃料物質の盗取および妨害破壊行為を容易にしうる情報は非公開とする。以下に具体例を示す。

① 核燃料物質の盗取を容易にしうる情報

- 再処理施設のうち、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋およびウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の機器配置図（階段、扉等を含む）
- MOX 燃料加工施設のうち、MOX 燃料加工建屋内の設備・機器配置が分かる情報（階段、扉等を含む）

② 妨害破壊行為を容易にしうる情報

- 再処理施設、MOX 燃料加工施設、廃棄物管理施設およびウラン濃縮施設における施設の出入口や監視カメラ等の位置、出入口の扉の形状等
- サイバーテロ対策の詳細
- 妨害破壊行為のおそれがあった際に着用する資機材

(2) 公にすることにより申請者の企業活動に著しい不利益が生じると申請者が判断する情報

(a) 海外企業の商業機密に係る情報

再処理施設の海外企業の商業機密に係る情報は、技術移転契約により技術移転元の所有する権利を保持するための守秘義務が当社に課せられている。

以下に海外企業の商業機密に係る情報の具体例を示す。

- 前処理施設のせん断工程・溶解工程等、施設の内容や再処理能力・製品の仕様、設計情報等に関するすべての知識、データおよびノウハウ

(b) 国内企業の商業機密に係る情報

各施設の国内企業の商業機密に係る情報は、個別契約により国内企業の所有する権利を保持するための守秘義務が当社に課されている。

以下に国内企業の商業機密に係る情報の具体例を示す。

①再処理施設

- 使用済燃料受入れ・貯蔵施設の燃焼度計測装置の詳細設計情報
- 新規制基準に係る冷却水設備（安全冷却水 B 冷却塔）の耐震計算コード開発情報
- 異材継手の爆着施工法

②廃棄物管理施設

- 輸送容器情報

③MOX燃料加工施設

- 施設・設備の設計等に関する事項
- 防火扉の耐火試験データ

④ウラン濃縮施設

- 施設・設備の設計等に関する事項（プラント構成機器の系統、配置、配管構成および構成機器の構造、材質等）

2. マスキング方法

当社の、事業許可申請書（許可）、保安規定および設工認申請書（認可）に係る非公開箇所（マスキング）の所管箇所は以下のとおりとなっている。

- ・再処理施設、廃棄物管理施設：再処理事業部再処理計画部計画グループ
- ・MOX 燃料加工施設：燃料製造事業部燃料製造計画部計画グループ
- ・ウラン濃縮施設：濃縮事業部濃縮計画部計画グループ

マスキング対象はそれぞれの事業に応じて異なるが、社内で横並びをとった考え方、ルールのもとに行なえるよう、マスキング方法を統一する（下表に主な内容を示す）。マスキング箇所は、可能な限り限定することを原則とする。また、管理すべき情報が類推される箇所についてもマスキングを行う。

項目	マスキング方法
文章	文章や段落の塊ではなく、非公開とする語句や数値のみマスキング
図面	図タイトルの他、「平面図」「側面図」のように何が記載されているかわかる表記は公開
表	縦横の因子(一般的な項目)は公開
グラフ	グラフそのものをマスキングし、縦横軸名称、目盛り、凡例は公開

ただし、再処理施設の海外企業の商業機密に係る情報は、それらが類推される情報を含め、上記の方法によらず、過去の設工認申請書に関する当時の監督官庁から当社への行政文書の開示決定通知（「平成 17/02/10 公開原第 1 号」他）の内容に示されているとおり、すべてのページをマスキングすることとする。

なお、再処理事業指定申請書の記載内容は、基本計画段階（基本設計・計画値）のものとして配置図等の核不拡散に係る情報を除き公開可能であるが、設工認・保安規定に係わる情報は、基本計画での約束事項を詳細設計として具体化したものであり、実設計・実運用の詳細（製作情報）が記載されているため、公開不可（非公開）としている。

今後、「設工認申請書等の公開版作成ガイドライン（仮称）」を 2021 年 2 月 26 日を目途で策定する予定である。なお、ガイドライン作成に関しては、再処理事業部再処理計画部計画グループが責任部署となり、社全体の取りまとめ役を担う。

以上